ハンセン病補償法改正1周年記念講演会
到達点と残された課題

2005年10月25日に，東京地方裁判所で下された判決を受け，2006年2月3日、ハンセン病補償法が改正されました。これにより，韓国ソロクト更生園・台湾楽生院をはじめ，日本が植民地時代に行った強制隔離政策のもと，日本国外のハンセン病療養所に入所を余儀なくされた方々への補償の道が開かれました。

それから1年，補償の手続はどこまで進み，入所者のみなさんが抱える問題はどこまで解決されているのでしょうか？

ハンセン病補償法改正1周年を翌日に迎える2月2日，下記の方々のお話をききながら，検証を行い，真の解決のために何が必要なのかをみなさんとともに考えたいと思います。

2007年2月2日（金）

開場　午後6時　　開始　午後6時30分

場所：四谷区民ホール

新宿区内藤町87番地　TEL：03-3351-2118　●地下鉄丸の内線「新宿御苑駅」より徒歩５分

●基調講演●　徳田　靖之　弁護士
（ハンセン病小鹿島更生園・台湾楽生院補償請求弁護団）

●未認定者からの訴え●
チェ・サンスさん（韓国ソロクト病院）　ナム・サンチョルさん（韓国ソロクト病院）

●韓国定着村からの訴え●　イム・ドゥソンさん

●ミクロネシア調査報告　藤野　豊さん　（富山国際大助教授）

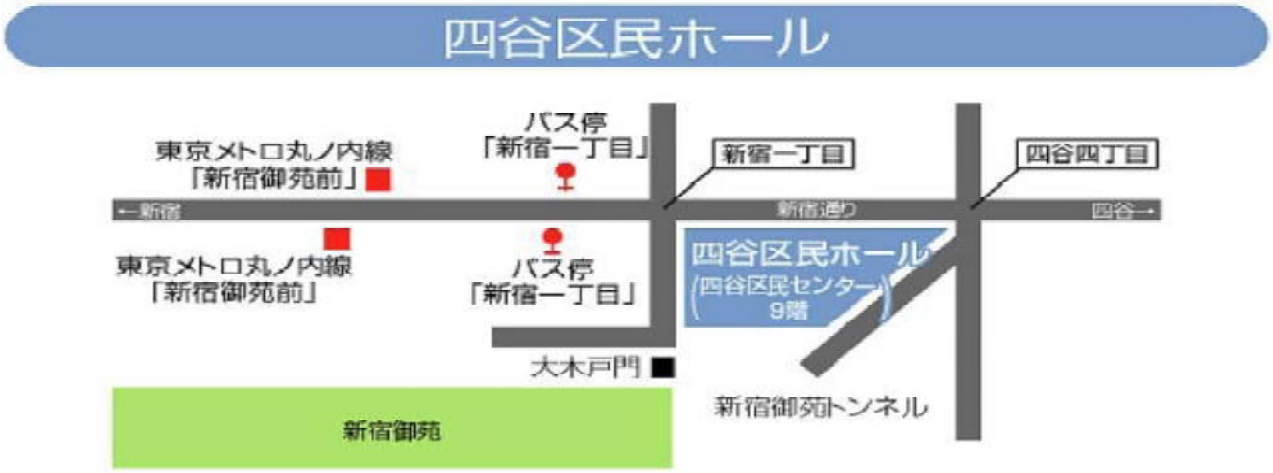

主催：ハンセン病小鹿島更生園・台湾楽生院補償請求弁護団
連絡先：ハンセン病国賠訴訟東日本弁護団　TEL 042-540-1742
HPの御案内 ハンセン病小鹿島更生園・台湾楽生院補償請求弁護団　http://www15.ocn.ne.jp/~srkt